

## (自由提案型補助制度)

### 令和元年度諏訪市がんばる地域支援金 ~みんなで進めるみんなが主役のまちづくり~

#### ◎趣旨

防災や地域福祉など区・自治会など地域が果たす役割の重要性が増している中で、地域の課題は複雑・多様化しています。諏訪市では、区・自治会が主体的に行う地域の課題の解決の取り組みに対して補助を行い、地域力の向上を推進していきます。



#### ◎補助金の内容

- ①対象者：区や自治会 ②補助額：上限30万円 ③補助率：リト事業4/5以内、ハード事業3/4以内  
④対象事業：区や自治会の運営及び地域防災・福祉など地域の課題の解決のために、新たに取り組む事業

##### 例) リト事業 (補助率4/5以内)

- 区や自治会への加入促進のための、世代間交流行事等の開催や区や自治会の紹介チラシの作成
- 地域課題解決に向けまちづくり協議会の立上げ並びに将来ビジョンの策定及び印刷作成
- 地域の様々な課題を解決するための、地域での組織の立ち上げ など

##### 例) ハード事業 (補助率3/4以内) <ハード事業とは? →備品購入費や構造物などの設置・改修費用など>

- 日常の買い物の足に困っている地域の高齢者のバス利用促進を図るための、バス停へのベンチの設置 など

☆ここに挙げたのは、ほんの一例です。地域の皆さんの自由な発想で多くのご提案をお待ちしています☆

#### ◎注意点

- 以下の事業は対象外となります。
  - ・諏訪市の他の(補助)制度の対象となる事業
  - ・国や県その他の団体から補助を受けている事業
  - ・過去に諏訪市から補助を受け実施した事業に係る事業
- 一つの区や自治会への補助は、原則年1回とします。
- 提案内容や申請件数などにより、不採択となる場合があります。
- 補助の対象外となる経費もあります。  
その他、詳しくはお気軽にご相談ください。

#### ◎補助金のスケジュール

31年2月	「諏訪市区長会議」で制度のご案内
4月~5月末	申請受付
6月下旬	申請内容の審査 (審査委員会) ↓ (審査結果の連絡、交付決定)
7月上旬~	採択決定後、取り組み実施
02年3月末までに	実績報告書提出、口座へ入金

※スケジュールは変更となる場合があります。

## 平成30年度諏訪市がんばる地域支援金採択事業

No	区・自治会名	事業名	採択額
1	普門寺区	プロジェクターを使ったパブリックビューイングの定期開催による区民意思疎通UP	284,000円
2	角間町区	「公民館へ集まろう！利用しよう！」運動を開始。促進のための備品の調達	22,000円
3	湖南区長会	小学生にもわかる小冊子「親子で学ぶ湖南村の歴史と防災について」の作成	296,000円
4	赤沼区	上川土手桜並木の整備事業(枯れ木・枯れ枝の伐採)	300,000円
5	湖柳町区	「湖柳町魅力発信 ―I love 湖柳町―」事業	4,000円
6	島崎一区	防災意識改革宣言 ―災害弱者を救う地区を目指して―	159,000円
7	島崎二区	島崎二区 メール配信システム	111,000円

# 令和元年度「諏訪市がんばる地域支援金」概要

諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課

事業の申請のあたりましては、**必ずこの資料全てをご確認いただきました上で、地域の皆様の自由な発想を生かした、多くのご提案をお待ちしています。**

**申請受付期限：令和元年 5 月 31 日（金） 必着**

## 1 趣旨

防災や地域福祉など区・自治会など地域が果たす役割の重要性が増している中で、地域の課題は複雑・多様化しています。諏訪市では、区・自治会が主体的に行う地域の課題解決の取り組みに対して補助を行い、地域力の向上を推進していきます。

## 2 補助の要件

### (1) 対象者

市内の区及び自治会

### (2) 対象事業

区や自治会の運営及び地域防災・福祉など地域が抱える諸課題の解決のための事業であつて、**新たに取り組む事業**。

ただし、次に掲げる事業は対象事業から除くものとします。

- ① 諏訪市の他の補助制度による補助の対象としている事業
- ② 国・県その他団体から補助を受けている事業
- ③ 過去に諏訪市から補助を受けて実施した事業

また、1つの区や自治会が同一年度に補助を受けられる事業は、原則1つとします。

### (3) 対象経費

対象事業に係る経費のうち、①～③の経費以外のもの。

- ① 区又は自治会の運営費、人件費、施設の維持管理費その他の経常的経費
- ② 事業に関係のない施設、備品等の整備又は購入に係る経費
- ③ その他市長（審査委員会）が不相当と認める経費

### (4) 補助率及び補助額

#### ① 補助率

- ・ **ソフト事業** 4/5 以内
- ・ **ハード事業** 3/4 以内

#### ② 補助額

**上限 30 万円**

### (5) 支援金の額の算定方法

**対象経費**に**補助率**を乗じた額（上限 30 万円）とします。ただし、事業の実施による収入（参加費、協賛金など）がある場合には、対象経費から事業の実施による収入を控除した額を超えない額とします。

### 3 交付の決定

交付の決定に当たっては、「諏訪市がんばる地域支援金審査委員会」で審査した後、交付の決定をします。

※審査により、不採択となる場合、または計画内容や仕様、施工方法等について条件が付く場合があります。

### 4 提出書類

#### 【交付申請書提出時】

- 補助金等交付申請書（様式第 2 号）
- 諏訪市がんばる地域支援金事業実施計画書（様式第 2 号-①）
- その他、必要な関係書類
  - ↳（ハード事業に係る関係書類 例）
    - ・設計図面として、事業場所を示す位置図、平面・構造・意匠図等（出来上がりのイメージ、色彩、素材等がわかるように）
    - ・現況写真として、事業前の事業予定現場を写した写真
    - ・事業を発注する場合は見積書
    - ・事業実施にあたり関係行政庁等の許可等を要する場合は、その許可書等
    - ・土地及び建物の所有その他の利害関係を有する者より、事業実施の承諾を得ていることがわかるもの

#### 【実績報告書提出時】

- 補助事業等実績報告書（様式第 5 号）
- 諏訪市がんばる地域支援金事業実施報告書（様式第 5 号-①）
- その他、必要な関係書類
  - ・補助対象経費に係る全ての請求書、領収書（レシート）などの写し
  - ・事業実施前、事業実施中及び事業完了後の写真 など
    - ※ハード事業で備品（物品）等を購入した場合には、購入した備品（物品）全ての写像が必要です。

### 5 留意事項

- 事業の実施にあたり、土地及び建物の所有者等権利関係を有する者から書面等で事業実施について確実に承諾を得て下さい。
- ハード事業の実施にあたり、構造物などの設置及び施工等の内容は、法令、条例等に適合してはなりません。
- ハード事業の実施にあたり、関係行政庁の許可等を要する場合は、申請時においてその許可権者との協議が整っていることが必要です。なお、関係手続きは申請者において行うこととなります。

## 6 よくあるご質問

### Q1 既に区や自治会でやっている事業は対象になりますか？

A1 地域の課題の解決のために区や自治会が**新たに取り組む事業を対象**としています。ただし、既に行っている事業でも、**工夫して地域の課題の解決に繋がる事業として新たにリニューアルした事業も対象**となります。

### Q2 自分達の区では、事業の提案(申請)を2つしたいと考えていますが、2つとも対象になりますか？

A2 より多くの区や自治会がこの支援金を活用し、地域の課題の解決に取り組んでいただきたいと考えていますので、**1つの区や自治会が同一年度に補助を受けられる事業は、原則1つ**とします。

ただし、地域の課題の解決のために積極的に取り組む区や自治会を支援する意味でも、**優良な取り組みであり、市長(審査委員会)が認める場合は、複数の事業であっても対象**となります。

### Q3 支援金の対象となる経費にはどんなものがありますか？

A3 基本的には、地域の課題の解決に直接必要な経費は対象ですが、一例として、下記のような経費が対象となると考えられます。

項目	主な内容	項目	主な内容
謝金	講師・専門家等への謝礼など	委託料	会場設置費、外部への事業の委託料など
旅費・交通費	講師・専門家等の旅費など	使用料・賃借料	会場使用料、器具賃借料など
消耗品費	紙代、インク代、原材料費など	備品購入費	事業実施に直接必要なもの ※概ね15万円が上限
印刷製本費	チラシ・ポスター印刷代など	その他	事業実施に必要と認められる経費として市長が認めたもの ※個別に審査する
通信運搬費	切手・ハガキ代、郵送料など		
保険料	イベント参加者保険料など		

### Q4 ソフト事業・ハード事業の区分はどういったものですか？

A4 ハード事業は、備品購入費、工事請負費などを伴う構造物などの設置・改修費用などになります。ソフト事業は、ハード事業以外の事業となります。

### Q5 申請をした事業を、支援金の交付決定の前に実施することはできますか？

A5 **原則、交付決定前に事業を実施することはできません**。また、交付決定前に実施した経費及び申請日より前に実施した経費は、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

特別な理由があり、**申請日以降であって、交付決定(7月上旬予定)の間に事業実施する場合には、「諏訪市ががんばる地域支援金事前着手届(様式第2号-②)」を提出してください**。その場合において、審査委員会の審査により事業が不採択となった場合には、支援金は交付されませんので、ご注意ください。

Q6 要件（期間や補助回数など）を満たさず諏訪市の他の補助制度では補助を受けられない事業は対象になりますか？

A6 **基本的には、諏訪市の他の補助制度の対象となる事業は、支援金の対象事業とはなりません。**ただし、諏訪市の他の補助制度の要件が満たされるまで待っていては地域の課題解決に繋がらないなど緊急を要するなど**特別な事情の場合で、市長（審査委員会）が認める事業は対象となります。**

Q7 区や自治会が単位となっている育成会などの組織は補助の対象者となりますか？

A7 平成 28 年 7 月に開催しました「区長懇談会」などで、様々な地域の課題が挙げられました。これらの課題に対して、区や自治会が主体的に行う地域の課題の解決の取り組みに対し支援を行い、地域力の向上を図ることを目的としていますので、支援金の対象者は区や自治会に限定しています。よって、育成会など区や自治会を単位としている組織の事業を区や自治会の事業として行う場合には、支援金の対象となります。

なお、区や自治会を単位としている組織（育成会など）が行う地域の課題の解決に取り組む事業に対して、区や自治会が、その地域の課題の解決に取り組む組織（育成会など）を支援する目的で補助金などを支出する場合は、その区や自治会が支出する補助金は、支援金の対象となります。

Q8 支援金の算出方法はどようになりますか？

また参加費や協賛金など事業実施による収入がある場合には、どようになりますか？

A8 支援金の額は、基本的には、対象経費に補助率を乗じた額です（千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）。

なお、予算の範囲内での交付となりますので、必ずしも申請額の満額が交付されるとは限りません。また、**交付決定後の増額は原則できません**ので、申請の段階で、十分な事業計画及び収支計画の立案をお願いします。

また、事業の実施による収入（参加費、協賛金など）がある場合には、対象経費から事業の実施による収入を控除した額を超えない額としています。具体的には下記のとおりとなります。よって、参加費が増えた場合においても、基本的には、支援金の額は減りませんので、自己資金を減らすためにも、事業実施による収入を積極的に確保してください。

○支出

補助対象経費 10万（ソフト事業）

○収入

・ケース1 参加費などの収入無し

がんばる地域支援金 8万

区の自己資金 2万

◎支援金の算定 補助対象経費10万円×4/5（ソフト事業補助率）		
----------------------------------	--	--

・ケース2 参加費などが1万円の場合

がんばる地域支援金 8万

区の自己資金 1万、参加費など 1万

◎支援金の算定 補助対象経費10万円×4/5（ソフト事業補助率）		
※参加費が増えても、がんばる地域支援金は減らない		

・ケース3 参加費などの2万円の場合

がんばる地域支援金 8万

参加費など 2万

◎支援金の算定 補助対象経費10万円×4/5（ソフト事業補助率）		
※参加費が増えても、がんばる地域支援金は減らない		

・ケース4 参加費などが3万円の場合

がんばる地域支援金 7万

参加費など 3万

◎支援金の算定 補助対象経費10万円－参加費など3万円＝7万円		
※がんばる地域支援金は減るが、区の自己資金は増えない		

**Q9 申請～交付決定～事業実施～実績報告のスケジュールはどうなっていますか？**

A9 スケジュール（予定）は以下のとおりとなっています。

- ・ 4月～5月末 申請受付期間
- ・ 6月下旬 審査委員会による審査（申請内容の審査）
- ・ **7月上旬** 交付決定⇒交付決定後区・自治会による事業着手
- ・ 令和2年3月末までに 実績報告書提出⇒交付額の確定⇒入金（精算払い）  
※事業完了後30日以内（3月末まで）に実績報告書を提出してください。  
※実績報告書を審査後、1か月程で入金となります。

**Q10 審査委員会による審査ではどのようなことが審査されますか？**

A10 諏訪市副市長、部局長、民間の学識経験者などで構成する審査委員会において、提出された事業実施計画書（※）（事業の計画及び収支の計画）などをもとに、基準に基づき審査をします。審査の基準は、以下のとおりとなっています。

項目	評価の視点
妥当性	・住民ニーズに対応し、 <u>地域の多くの住民の利益にかなう事業か</u> ・ <u>真に地域力の向上につながる事業か</u>
発展性	・ <u>他の地域に波及が期待できる先進的な事業か</u>
自立性	・補助終了後においても、地域の自主的な取り組みの継続が期待できる事業か
その他	・審査委員会が必要と認める基準

（※）事業実施計画書には、主に以下の内容を具体的に記載していただく必要があります。

- その地域にどのような課題があるのか？ ●何故その課題を解決する必要があるのか？
- 事業を実施（課題を解決）することにより、地域にどのような効果があるのか？

問い合わせ・申請先

**提出先**

諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係  
〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号  
TEL 52-4141（内線284・288） FAX 57-0660  
E-MAIL senryaku@city.suwa.lg.jp

**提出書類**

申請書などの様式は、窓口で用意してあります。また市HPからも取得できます。サイト内検索で「がんばる地域支援金」で検索してください。